

魚津市告示第68号

地縁による団体の告示した事項の変更について

地縁による団体の告示した事項に変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月18日

魚津市長 村椿 晃

1 地縁による団体の名称 金屋一区町内会

2 変更事項及びその内容

| 変更事項 | 新 | 旧 |
|----------------|------------------------------|-----------------------------|
| 代表者の氏名 及び住所 | 五十井 憲二 魚津市中央通り二丁目 5番3号 | 澤泉 弘 魚津市中央通り二丁目 7番10号 |

3 届出年月日 令和4年4月13日